

土 総 第 5 2 1 号

令和4年11月15日

島根県建設産業団体連合会会長 様

島 根 県 土 木 部 長

(土木総務課・技術管理課)

原材料費等の高騰に伴う地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて (通知)

このことについて、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長及び国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長から別添 (写) のとおり事務連絡がありましたのでお知らせします。

貴団体におかれては、本取扱いについて会員の方々に周知頂きますようお願いいたします。

事務連絡  
令和4年10月28日

各都道府県担当部局長 殿  
(市区町村担当課、入札契約担当課扱い)  
各指定都市担当部局長 殿  
(入札契約担当課扱い)

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長  
国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

#### 原材料費等の高騰に伴う地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

現下の原材料費等の高騰の状況においては、工事材料の調達に係る資金需要が高まることから、特に中小・中堅建設企業の資金繰りへの影響が懸念されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するなど地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の趣旨を踏まえた一定の配慮が必要です。

このため、主要な工事材料の日本国内における価格の高騰の著しい影響を受ける工事等における本制度の取扱いについて下記によることとし、別添のとおり一般財団建設業振興基金に通知したところでありますので、本制度の趣旨を御理解いただき、引き続き債権譲渡の承諾手続の迅速な運用に努められますようお願い申し上げます。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても周知方お願いいたします。

#### 記

公共工事標準請負契約約款第26条第1項、第5項、第6項の規定（以下「スライド条項」という）の適用を受ける工事においては、発注者がスライド変更金額を明示して行う請負代金変更に係る協議の通知を確認できる場合は、契約変更を行う前であっても、スライド条項の適用により変更した後の請負代金額を基に融資を実施するよう配慮すること。

以上

事務連絡  
令和4年10月28日

一般財団法人建設業振興基金理事長 殿

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課長

原材料費等の高騰に伴う地域建設業経営強化融資制度の取扱いについて

現下の原材料費等の高騰の状況においては、工事材料の調達に係る資金需要が高まることから、特に中小・中堅建設企業の資金繰りへの影響が懸念されるため、建設企業の資金調達の円滑化を図り、もって地域の社会維持活動に寄与するなど地域建設業経営強化融資制度（以下「本制度」という。）の趣旨を踏まえた一定の配慮が必要である。

このため、主要な工事材料の日本国内における価格の高騰の著しい影響を受ける工事等における本制度の取扱いについて、下記によることとしたので、各融資事業者にも周知の上、その取扱いに遺漏なきよう取り計らわれたい。

記

公共工事標準請負契約約款第26条第1項、第5項、第6項の規定（以下「スライド条項」という）の適用を受ける工事においては、発注者がスライド変更金額を明示して行う請負代金変更に係る協議の通知を確認できる場合は、契約変更を行う前であっても、スライド条項の適用により変更した後の請負代金額を基に融資を実施するよう配慮すること。

※本件に関する問い合わせ先

国土交通省不動産・建設経済局建設市場整備課

電話：03-5253-8281（直通）

堀越（内線 24829）、須貝（内線 24824）

以上

# 資材価格高騰等を踏まえた地域建設業における円滑な資金供給の強化

## 取組の目的

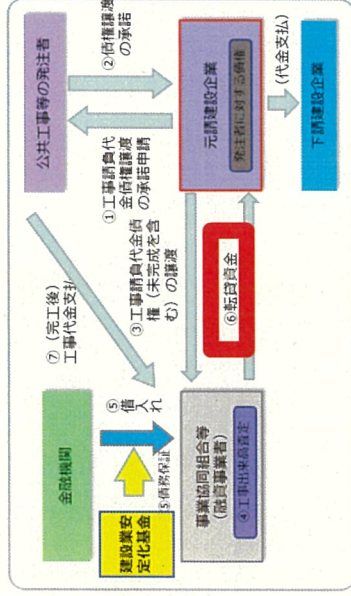
- 現下の資材価格高騰等の状況を踏まえ、建設業向けの金融事業について運用改善を行い、地域建設業における円滑な資金供給を強化することにより、円滑な施工の確保を図る。
- (一財) 建設業振興基金が運営する金融事業を活用し、中小・中堅建設企業（元請・下請とも）が保有する債権の現金化を容易とし、中小・中堅建設企業の資金繰りを改善する取組を実施。

## 取組内容

### ※ 赤字部分が支援内容

#### (主に) 元請企業が対象

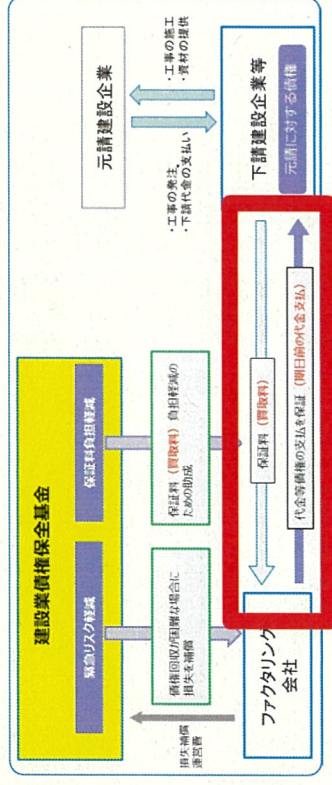
- 地域建設業経営強化融資制度について、単品スライド条項等の適用工事については、変更契約書に代えて、発注者が受注者に対して請負代金額を明示して通知する協議書等を確認できれば、変更後の請負代金額を基に融資を実行するよう、(一財) 建設業振興基金を通じて各融資事業者に要請（10月28日）



- 単品スライド条項等の適用工事の請負代金額の増額を速やかに融資金額に反映させるよう運用改善

#### (主に) 下請企業が対象

- 下請債権保全支援事業について、12月1日から、債権の保証だけでなく、金額が確定している個別債権の買取も対象とするよう制度を拡充



- 期日前の債権を買い取ることで早期に資金化できるよう制度を拡充